

会議録

- 1 附属会議の名称
第1回犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会
- 2 開催日時
令和3年9月26日（日）午後2時00分～2時45分まで
- 3 開催場所
市役所5階 501・502会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 非公開
 - (2) 執行機関 滝教育長、長瀬子ども・子育て監、上原子ども未来課長
青山課長補佐、大洞統括主査、石井統括主査
- 5 協議事項
 - (1) 委員長選出
 - (2) (仮称) 犬山市立橋爪及び五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務委託プロポーザル実施要領等について
- 6 議事内容

【課長】

定刻になりましたので、ただいまより犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を開催させていただきます。進行は、教育部子ども未来課課長の上原が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、この委員会にご出席いただき、ありがとうございます。また、この度は、委員就任を快くご承諾いただき、誠にありがとうございました。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用とアクリル板の設置、そして換気をさせていただいておりますので、ご了承ください。

また、本日ご発言いただくときには、マイクをお使いいただきますが、同じく感染予防対策のため、発言者が交代するごとに、一旦マイクを事務局で引き取らせていただいて、感染予防対策をさせていただきますので、若干不手際があるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

それでは、はじめに委嘱状の伝達を行います。本来ならば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところではありますが、時間の都合上、皆様のお手元に

委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。それでは委員会の開催に先立ちまして、教育長の滝よりあいさつを申し上げます。

【教育長】

本日はお休みの方もお見えになるところで、大変足元の悪い中、橋爪・五郎丸新子ども未来園の基本設計に係るプロポーザル審査委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。新しい子ども未来園につきましては、建築予定地も決まりまして、地元の方々への説明会も終わりました。いよいよ基本設計に取り掛かるところまでやってこられた状況でございます。どこの業者にこれをお願いするかという業者の選定にあたりましては、公正さを確保するために、広く公募し、プレゼンテーションしていただいて、どの業者が最も満ちているのか、この委員会で審査をいただくという流れになっています。委員の皆様方には、重責を担っていただくこととなりますが、それぞれの専門的なお立場でご意見を賜りまして、夢と希望に満ち溢れた素敵な子ども未来園の建築に向けた大きな第1歩を踏み出していきたいと考えています。委員の皆様方には大変お世話をおかけしますが、お力をお貸しくさせていただきますようよろしくお願いいたします。

【課長】

第1回目の委員会となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員名簿」をご覧ください。委員数は9名となっております。本来であれば自己紹介をお願いしたいところではありますが、マイクを回す形となりますので、大変恐縮ですが、私から名簿順にご紹介させていただきます。

(委員 自己紹介)

【課長】

続きまして、事務局を自己紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

【課長】

それでは、協議事項に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。

1. 次第
2. 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員名簿

3. 犬山市プロポーザル審査委員会規則

4. 【NO.1】～【NO.5】 事前配布分

【NO.6】 当日配布分です。

資料の不足、欠落がございましたら、お申し出ください。

なお、本日の委員会ですが、開催時間を1時間半程度と考えております。委員会の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、委員長の選任に移らせていただきます。

委員会規則第5条第2項の規定により、委員長は、委員の互選により定めることになっております。どなたかご発言ございますでしょうか。

【委員】

委員にお願いしたいです。

【課長】

ただいま「委員」を委員長にとのご推薦がございましたが、その他ご意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

【課長】

ご異議がないようですので、委員長は、委員と決定させていただきます。よろしくお願ひします。続いて、規則第5条第4項では「委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されています。委員長に職務代理者を選考していただくこととなりますので、委員長ご指名をお願いいたします。

【委員長】

会長職務代理者には、委員を指名させていただきます。

【課長】

ただいま、委員長より「委員を委員長職務代理者に指名したい。」と申し出がございましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【課長】

ご異議がないようですので、委員長職務代理者は委員と決定させていただきます。よろしく申し上げます。それでは、委員長にご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

この委員会は数回しかないものですが、これから犬山で育っていく子どもたちの未来を支える園になりますので、そういった園が適切に選ばれるように、皆さんの力をお借りしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【課長】

それでは、委員長職務代理からあいさつをお願いします。

【委員長職務代理】

この席に座らせていただくということで、非常に重責を担う、そして責任のあることだと思います。未来を担う子どもたちや家族を守るためにも、円滑に進めさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

【課長】

以降の議事進行については、委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【委員長】

議事に入ります前に、本日の委員会の会議録の署名者を2名指名させていただきます。委員と委員でよろしく申し上げます。

協議事項（2）の「（仮称）犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務委託プロポーザル実施要領等について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今回 橋爪・五郎丸新子ども未来園の建築に向けて、プロポーザル方式という形で基本設計の業者を決めていくこととなります。プロポーザル方式というのは、犬山市が新しい園を建築するための一定の条件を提示して、その条件を満たす業者を募集します。そして、新しい園の建築事業に対する業者の体制や実施方針、技術提案書等の提出を受けて、書類の審査と、業者からの説明とこの委員会でヒアリングを実施した上で、基本設計をお願いする業者を選ぶというものです。

この委員会は、新しい園の基本設計の業者を選ぶための委員会となります。

新しい園を建築するための一定の条件というのが、これから説明をさせていただく募集要領等となります。

本日お集まりいただいております委員のうち行政職を除く6名のみなさんは今年度4月から整備検討委員会のメンバーとして資料4の整備事業基本計画の策定の際にも

それぞれの分野でご意見をいただいています。

業者には、犬山市が考える新しい園への想いをこの計画を読み込んで理解していただくこととなります。

それでは、資料1をご覧ください。資料1の実施要領では、今回のプロポーザルの基本的な事項を示しておりまして、業者に提出をお願いする様式についてもこの要領の中で規定しています。

プロポーザルの目的としては、さきほど説明させていただいたとおり、新しい園の基本設計にあたり、高度な発想力や、設計能力、そして豊富な経験をもつ設計者を選ぶことを目的としています。

2の業務の概要(8)スケジュールとして、この委員会で12月末までにプロポーザルを終えて、年明け2月から来年度の8月までを基本設計の期間として予定しています。

2ページをご覧ください。

(10)業務内容としては①建物の基本設計、②建築予定地が田んぼになるので、土地の造成実施設計、③今後、基本設計を進める中で、整備検討委員会への参加以上の3つとなります。

3の参加資格要件として、(1)～(7)までは一般的な参加要件です。(8)として過去10年の業務実績を追加しています。今回は何十年ぶりの未来園の新築で、さらに2つの園を統合し、定員175人の大規模な園になりますので、業者の豊富な経験を求めたいと考えています

4ページをご覧ください。6の実施スケジュールとして委員のみなさまに行っていた役割について、説明させていただきます。審査委員会は全部で3回予定しています。第2回については⑦になりますが、一次審査として11月27日を予定しています。第3回を⑨の二次審査として、提案プレゼンテーションとヒアリングを12月25日に予定しております。この他のスケジュールについては、基本的に事務局で対応することとなります。

①のプロポーザルの公募開始が10月4日を予定していますので、本日は公募開始に向けて、募集要領や審査基準要領について、審査していただきたいと思います。そして、2回目、3回目の委員会では、それぞれ提案のあった業者の審査をしていただく予定です。

本日こちらの委員会で要領等をご承認いただいたあと、10月4日に公募開始し、質問受付期間を10月8日まで設けた後、参加意向申出期限を11月5日とします。提案書等の提出期限を11月19日とし、公募開始から約1か月半を募集期間として設定しています。

5ページをご覧ください。審査方法についてですが、(1)審査委員会の設置として、冒頭でご案内させていただいたとおり、審査委員は全部で9名となります。

(2)審査方法以降の内容については、本日お配りしました【資料6】の中で説明させていただきます。

【委員長】

ただいま事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

(質問なし)

【委員長】

つづいて、資料2と資料3について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。資料2については、業者が参加表明する際に提出してもらった様式の作成方法や注意事項をまとめてあります。基本的事項として、今回のプロポーザルは基本設計における基本的な取組方法についての提案を求めるものなので、具体的な図面や模型写真等の提出を求めるものではありません。具体的な設計作業については、契約後に整備検討委員会の意見を反映しながら進めていくこととなります。

2の記入要領及び注意事項として重要な点のみ説明させていただきます。

(2) 技術提案書(様式F)についてです。様式F「技術提案書」は、A3サイズの2枚以内として提出いただくこととなります。提案は原則文章で表現してもらうこととなります。プロポーザルは、設計案ではなく、技術提案を評価して、業者を選ぶものになりますので、文章により明確に表現してもらうことが基本となります。そのため、視覚的表現は、技術提案における文章を補うために必要最小限の範囲のみ認めることとします。どこまでの視覚的表現が認められるかという例として資料3を用意させていただきました。資料3は、国がプロポーザルを実施する際に、技術的提案における視覚的表現の取扱いについて示していますので、今回はそれに沿って進めていきたいと思っております。例えば資料3に平面、外観、配置、内観のイメージ図の例があります。具体的な設計図や、部屋の位置や柱の位置などが具体的に表現されたイメージ図などは基本的には認めないものとします。そのため、視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価しないようお願いしたいと思います。技術提案の中で、説明文の補足ととらえられない視覚的表現の提案があった場合は、評価対象となりません。そのため、さきほどの資料3をもとに、許容されない視覚的表現があった場合は、事務局の方で黒塗り等の加工をさせていただき、審査に凶ることとなります。2回目の審査会の1週間前にあらかじめ委員のみなさんに審査資料をお渡しすることとなりますが、その時点で黒塗りになっているということです。

今回の技術提案におけるコンセプトは、アイウの3つとなります。資料4の基本計画や資料5の3月に開催しました住民向け説明会での意見の対応について、そして建築予定地の周辺農地や道路事情を踏まえて作成してもらうこととなります。

【委員長】

ただいま事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

【委員】

技術提案書様式Fは、全体でA3用紙2枚以内とありますが、裏表もいいのか書いてないと業者が困ると思います。

【事務局】

片面と考えていますので、作成要領に加筆させていただきます。

【委員長】

それでは、本日配布いただきました資料6について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

～審査基準方法のため非公開～

【委員長】

予定の協議事項がひととおり終了しましたので、ここで司会進行を事務局に戻します。

【課長】

本日も指摘いただいた点を一度、事務局で整理させていただき、修正したものについては本来であれば、公募開始の前に、もう一度委員のみなさまにお集まりいただき、ご確認いただくべきところですが、期間もあまりなく、委員長にご確認いただくことで、一任いただく形をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。その後、公募開始となる10月4日から運用を開始していきますので、よろしくをお願いします。次回の委員会ですが、休日中申し訳ございませんが、11月27日（土）の午後に開催したいと思います。第2回は、一次審査を予定しています。1週間前までに、事務局より参加表明者の提出書類を委員のみなさまにお渡しさせていただきます。さきほど、採点方法で説明しましたように、評価項目について、事前に評価をしていただきます。当日、得点を事務局へ提出いただく前に、気になる点や協議したい点があれば、確認をして進めていきます。そのあと、事務局判断による評価について説明をさせていただいたのちに、合計点を算出させていただきます。二次審査となるプレゼン・ヒアリングの出席要請者を決定し、終了したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【委員】

最後に1点よろしいですか。今回の資料はどこまで公表されるものなのか、一部非公表のものがあれば取扱いに注意した方がいいと思います。

【事務局】

公表する資料につきましては、資料6以外になります。審査基準実施要領以外はホームページ等で公表していくことになります。資料6については、本日の会議終了後一旦回収させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

【課長】

それでは、最後になりますが、長瀬子ども・子育て監よりご挨拶申し上げます。

【子ども・子育て監】

今日は色々な意見ありがとうございました。大変参考になりました。10月初旬の募集開始までに資料を修正していきたいと思います。引き続き11月と12月の土曜になりますが、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

【課長】

これを持ちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。
お帰りの際には、交通事故等には十分に気を付けていただきお帰りください。
本日はありがとうございました。